

生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート
委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生成 AI を活用した広報業務の効率化及び生成された動画の発信を通じて、若い世代を中心に幅広い世代に対して、石川県や石川県が進める施策の認知度向上を継続的に行う業務の開発運営サポートを受けること、並びに、デジタル技術を活用して、県民の声のデータをデータベース化し分析する業務の開発運営サポートを受けることについて、民間事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、業務遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も適格な受託事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート
委託業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(4) 提案上限額

15,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

3 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和 5 年 6 月 3 0 日（金）
(2) 参加申込書等、質問票提出期限	令和 5 年 7 月 7 日（金）
(3) 企画提案書等受付期限	令和 5 年 7 月 2 1 日（金）
(4) 企画提案書の審査	令和 5 年 7 月下旬
(5) 選定結果通知、契約の締結	令和 5 年 7 月下旬

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 111 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。

- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時必着

- (2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出すること。石川県の電子メールシステムで添付可能なファイル容量は5MBまでとなっているため、5MBを超える場合は、分割して送付するか、社内システムにアップロードしたうえでURLを通知する等の方法により提出すること。

- (3) 提出先

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

メールアドレス：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

- (4) 質問への回答方法

電子メールにより回答する。なお、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に、実施要領及び仕様書等の補足事項として周知する。

- (5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】

② 事業者概要【様式3】

※ 組織図、パンフレット等も添付すること

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。送付の際の注意事項は5（2）と同様とする。

(4) 提出先

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

メールアドレス：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 参加の辞退

参加申込書（【様式2】）を提出した後、事情により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式4】を電子メールにより提出すること。

7 企画提案を求める事項

(1) 「生成AIを活用した広報業務フロー（案）」を参考に以下の点について提案すること。

なお、より効果的な業務フローの提案を妨げるものではない。

① 生成AIによる動画を毎日発信することを通じて、若い世代を中心に幅広い世代に対して、石川県や石川県が進める施策の認知度向上を実現する企画を提案すること。

※1 次年度以降に実施が考えられる内容を含めて記載すること。（少なくとも令和6年度の内容は記載すること。）なお、本件業務の契約を締結した場合でも、次年度以降の契約締結を保証するものではない。

※2 既存のキャラクターを利用する場合は、利用に関する規定などを十分に確認したうえで提案すること。

② 生成AIに入力可能なデータセット（県及び受託者以外の第三者の知的財産権を侵害しないことを、受託者の責任において担保できるものに限る。）について、どのようなものが用意できるか提案すること。

③ 発信内容に対する反応を収集し、次の発信に生かしていくための仕組みについて提案すること。

④ ①から③の提案を踏まえて、石川県が適切な目標を設定するための手法及び効果測定の手法について提案すること。

(2) 「デジタル技術を活用した広聴業務フロー（案）」を参考に以下の点について提案すること。なお、より効果的な業務フローの提案を妨げるものではない。

① 石川県が提示するデータについて、利活用しやすいデータ形式により共通のデータ

ベースにするための手法について提案すること。

- ② 共通のデータベースに対する分析手法について提案すること。
- ③ SNSに関するデータ以外にも、県政へのニーズの把握に資するデータ（県が保有する以外のものでも可とするが、費用は提案上限額以内とすること。）で分析が可能なものがあれば提案すること。
- ④ 作成したデータベースに必要な加工を施し、「生成 AI を活用した広報業務」において利用することを可能とする提案があれば記載すること。
- ⑤ 作成したデータベースに必要な加工を施し、「オープンデータ」として利用することを可能とする提案があれば記載すること。

(3) 業務運営体制

- ① 業務のスケジュールについて、本件業務の目的を達成するために実施する作業とその実施時期を、業務に関するPDCAサイクルも踏まえて具体的に提案すること。
- ② 職員が的確に業務フローを継続して遂行するための措置について、業務開始時点からの契約期間全体における各スケジュールに合わせて具体的に提案すること。不適切な発信（差別的表現等の使用や事実誤認、時流に沿わない不適切な表現など）を防止する仕組みについても提案があれば記載すること。
- ③ 本件業務の実施体制について、【様式5】に具体的に記載すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書

- ・ 日本工業規格A4、横版とし、20ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）で作成すること。
- ・ 表紙には「生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート委託業務企画提案書」と記載すること。
- ・ 様式は指定しないが、「7 企画提案を求める事項」（1）①から（3）②までの事項を全て盛り込んだ内容とすること。（3）③については、【様式5】を使用すること。
- ・ 企画提案書中に提案会社名（類推できる事項を含む。）を記載しないこと。

② 見積書（様式任意）

- ・ 宛先は「石川県知事 馳浩」とすること。
- ・ 本業務（提案した内容を含む。）に要する費用の見積書を提出すること。一式計上ではなく、積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。合計金額が2（4）の提案上限額を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。送付の際の注意事項は5（2）と同様とする。

（4）提出先

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

メールアドレス：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

（5）留意事項

- ・ 提出できる企画提案書は1者につき1案とする。
- ・ 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・ 企画提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。
- ・ 仕様書に記載のある項目以外で、企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載するなど、本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、委託費の上限額の範囲でできうる限り提案をすること。
- ・ 専門用語には簡単な説明を付記するなど、専門知識の無い者にも提案内容が理解できるよう工夫すること。

9 企画提案書等の審査

企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）を対象に、次のとおり審査を実施する。なお、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う。プレゼンテーション参加の可否は、提案者に対し、事前に通知する。

（1）日時及び会場

日時：令和5年7月下旬

会場：石川県庁行政庁舎内（予定）

※ 詳細は参加者に対し、別途通知する。

（2）実施方法

- ① 説明者は総括責任者及び担当者等（3名以内）とする。
- ② 企画提案書等に基づき、20分以内で説明、その後15分間の質疑応答を行う。
- ③ 参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ④ 社名は伏せて説明をすること。
- ⑤ プレゼンテーションはオンラインまたは現地にて行う。現地でプレゼンテーションを行う場合は、モニターを使用してプレゼンテーションが行えるよう、モニターは石川県で準備する。接続用のパソコンは持参すること。（HDMI形式で接続）

10 選定方法

- （1）別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、「生成AIを活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以

下、審査委員会という。)」において、審査を行うものとし、最も評価の高い参加者を契約の相手方として選定する。

(2) 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点(100点×評価する審査委員数)の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

(3) 審査委員会は非公開で行う。

(4) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・ 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・ 他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと。
- ・ 実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・ プレゼンテーションに参加しないこと。
- ・ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1.1 選定結果の通知

選定結果は、電子メール又は書面により参加者に通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

1.2 契約の締結

(1) 石川県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 上記10により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

1.3 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

(1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合

(2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

(3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

1.4 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることが

できない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうち、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に県に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1 5 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書等を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1 6 問合せ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月 1 - 1

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

T E L : 076-225-1362

F A X : 076-225-1363

メールアドレス : e130500b@pref.ishikawa.lg.jp